

## 主要事業

- ・市民体育祭の開催
- ・スポーツ団体の育成
- ・指導者の育成と活用
- ・体育協会50周年記念史編さん
- ・高校総体の開催
- ・国民体育大会の開催



## 第6節 市民文化

### [第1項]

## 文化環境の整備

### 現況と課題

#### ■文化施設の整備

芸術文化活動の拠点として、美術館・郷土資料館、市民会館があります。美術館は、県内で初めての市立の美術館であり郷土資料館を併設した施設として設置しました。市民会館は老朽化が進行し備品の整備も十分とはいえません。今後多様化する市民の芸術文化活動ニーズを的確に捉え、施設整備を図り、さらに将来展望として文化会館の建設も検討する必要があります。

#### ■身近な活動の場の確保

市民の文化活動の場として、市民会館や美術館・郷土資料館をはじめ、公民館、福祉センター、東部台文化会館等の施設があります。生涯学習の意識の高まりとともに、身近な場所でより質の高い文化活動を求める傾向にあります。したがって、市民会館や美術館・郷土資料館をはじめ各施設との連携を深め、芸術文化活動の情報提供の充実を図るとともに、施設相互の有効利用を促進する必要があります。



### 基本方針

1. 市民が芸術文化を通して地方文化を創造し、郷土愛を育むことのできる芸術文化活動の拠点施設の整備に努めます。
2. 市民の健全で創造的な文化活動を支援するため、各施設、関係機関と連携を深め有効利用を図ります。

#### ◆施策体系



## 事業計画

### ■文化施設の整備

1. 既存施設の整備を図り、芸術文化に親しめる環境づくりを推進します。
2. 文化会館の建設を広域的見地から推進します。

### ■身近な活動の場の確保

各施設間の連携を深め、情報交換、施設の有効利用に努めます。

## 主要事業

- ・市民会館の整備
- ・施設間の連携と有効利用



## [第2項]

## 芸術文化の振興

## 現況と課題

## ■芸術文化事業の充実

芸術文化の振興策として、芸術に触れる、芸術を創造する、芸術を発表する、という3項目を中心に各種文化事業を展開し、芸術文化の振興を図ってきました。しかし、市民の多くは東京など市外で、より質の高いものを求める傾向にあります。また、それぞれの機会を身近な場所で確保したいという意識も高まっています。このようなことから、芸術文化事業の一層の充実を図る必要があります。

## ■文化団体・グループの育成

市民の芸術文化活動を推進するため各種の文化団体やグループの結成を呼びかけ、また、これらの活動の支援を行ってきた結果、現在では文化協会をは

じめ、各種団体自主グループが活発な活動を行うようになりました。今後は、さらにこれらの団体の育成を図り、文化協会を中心とした、各種の文化活動の自主的な運営とグループ間の連携を深めることにより、芸術文化活動の振興を図っていく必要があります。

## ■指導者の育成

各種の文化団体やグループが結成され、様々な芸術文化活動が行われています。しかし、これらの団体等の指導者が少なく特定の指導者に偏ってしまうため、その活動がままならないという状況も見受けられます。今後は、各種団体がより自主的、民主的な活動を展開し、その組織を充実、強化するためにも、多くの指導者を養成する必要があります。

## ●文化協会の現況

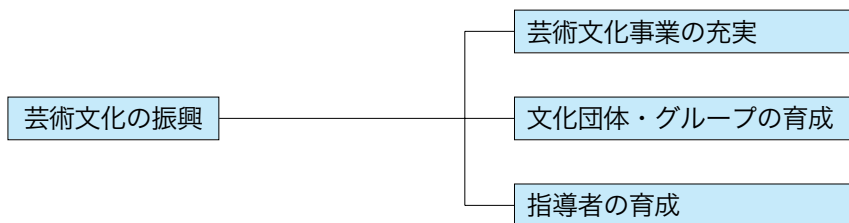
平成12年4月1日現在

協会名	会員数	協会名	会員数
音楽協会	535	文芸協会	180
芸術協会	150	刀剣愛好会	18
書道協会	60	洋舞協会	280
民謡・舞踊協会	450	三曲協会	25
将棋同好会	60	華道協会	229
茂原交響楽団	40	吟詠協会	192
陶芸協会	20	茶道協会	171
ピアノ協会	94		

## 基本方針

1. 市民の文化活動の機会を充実し、市民文化の振興を図ります。
2. 文化団体等の組織を充実し、市民の芸術文化の自主的な活動を支援します。
3. 文化団体のより自主的、民主的な活動を促進するため、指導者の養成を図ります。

◆ 施策体系



事業計画

■ 芸術文化事業の充実

1. 優れた美術品の購入を進めるとともに、地域の特性を生かした特別展、企画展を開催し、また、優れた演劇、音楽などの鑑賞事業を実施し、芸術文化の振興を図ります。
2. 文化活動の成果の発表の場として、文化協会とともに文化祭を開催し、市民の文化活動に対する意欲の向上に努めます。

■ 文化団体・グループの育成

文化協会未加入団体の加入促進を図り、文化協会の組織を充実、強化することにより、自主的な芸術文化活動を推進します。

■ 指導者の育成

文化団体の活動をより自主的、民主的なものとして芸術文化の振興を図るため、多くの指導者の育成に努めます。

主要事業

- ・ 美術品の購入
- ・ 特別展、企画展の実施
- ・ 文化祭の開催
- ・ 文化協会への加入促進
- ・ 指導者の育成





[第3項]

伝統・文化の維持継承

現況と課題

■文化財の保護・保存

本市には、国指定文化財\*2件、県指定文化財\*11件、市指定文化財\*42件の指定文化財があり、これらの保護・保存に努めています。しかし、指定文化財に指定されると様々な制約があり、所有者の負担になる場合もあります。また、指定文化財になってはいるものの、あまり知られていないものもあります。今後は、これらの貴重な文化遺産を後世に伝えるため、所有者の理解を得ながら保護・保存に努め、さらに、まちづくりあるいは観光などの資源として有効に活用するとともに、広く市民に周知し、あわせて文化財保護思想の普及を図る必要があります。

■歴史民俗資料の収集

歴史民俗資料については、道具類を中心に収集・

整理し、展示公開しています。しかし、郷土資料に対する理解不足から、これらの資料が散逸してしまうケースが見受けられます。したがって、図書館、美術館・郷土資料館をはじめ各機関が連携し、情報の収集・交換を行うとともに、各種郷土資料の収集に努める必要があります。

■伝統芸能の保存と育成

本市には、17の伝統芸能保存団体が登録されており、その保存活動の支援を行っています。しかし、伝統芸能の技術の習得には相当の努力と時間が必要であり、学業や職業上の制約、各種の娯楽が普及した現在では、後継者の育成が難しく伝統芸能の伝承が困難な状況です。このような状況を踏まえ、伝統芸能団体の活動の一層の支援を行い、後継者の育成を図る必要があります。

●指定文化財の現況

平成12年4月1日現在

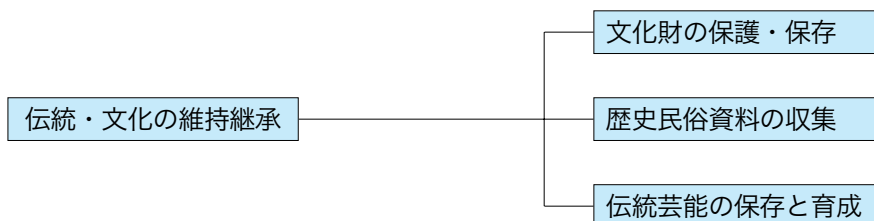
指定	区分	数	名称及び場所
国	天然記念物	2	鶴枝ヒメハルゼミ発生地（上永吉）、ミヤコタナゴ
県	有形文化財	9	木造釈迦如来立像（三ヶ谷）、梵鐘（下太田）、上総国貳宮之庄渋谷郷御縄打水帳（渋谷）6冊、 鑄銅鰐口（高師）、銅造阿彌陀如来及び両脇侍立像（中善寺）、鑄銅鰐口（茂原）、上総国貳宮 之庄渋谷之郷之内北塚村御縄打水帳（高師）4冊、橘木社文書（10通）2巻附長谷川有則文 書請取状控（1通）（本納）、大砲（高師）
	史跡	2	荻生徂徠勉学の地（本納）、宮ノ台遺跡（綱島）
市	有形文化財	22	石神貝塚出土注口土器（高師）、宮ノ台遺跡出土品（綱島）、上総国二ノ宮庄渋谷村五人組帳 （渋谷）、光福寺磨崖仏（腰当）3体、御涅槃画像（本納）、羯鼓獅子頭（本納）、元禄津波供養 塔（鷲巢）、宮ノ下遺跡出土器（高師）、釈迦三尊図（本納）、行徳寺念仏供養塔（中善寺）、真 名天照大神社の絵馬（真名）9面、木造十一面観音立像（中善寺）、石造釈迦如来立像（茂原）、 庚申供養塔（下永吉）、野本横穴群出土須恵器（高師）3点、藻原寺文書（茂原）、鏡谷横穴群 出土遺物（高師）、藻原寺本堂唐門向拝彫刻（茂原）、鑄銅雲版（本納）、薬王寺の薬師如来像 （高師）、橘樹神社荻生観扁額（本納）、千葉眼科記念館（下永吉）
	無形民俗文化財	2	羯鼓舞（法目）、北塚神楽（北塚）
	天然記念物	7	きささげ（立木）、円立寺の菩提樹（粟生野）、蓮福寺の大公孫樹（本納）、本納橘樹神社社叢 （本納）、大椎（大沢）、渋谷の大モミジ（渋谷）、真名天照大神社社叢（本納）
	史跡	11	白鳥庫吉生誕の地（長谷）、石神貝塚（石神）、常泉桃村三畏塾跡（柴名）、下太田貝塚（下太 田）、東條一堂生誕の地（八幡原）、お馨さんの墓（箕輪）、荻生徂徠母の墓（本納）、上人塚 （真名）、本納城跡（本納）、宮ノ下遺跡（本納）

団体数	内 容	活 動 地 区
17	囃子 11	立木、上永吉、中善寺、綱島、早野（横須賀・原）、早野（真先）、下永吉（平塚）、下永吉（中谷）、本納（仲町）、本納（御船町）、本納（本町）
	民謡・民舞 1	三ヶ谷・下永吉
	獅子舞 3	黒戸、木崎、本納（滝之谷）
	袖凧 1	下永吉
	鯛ちょうちん 1	茂原（通町）

## 基本方針

- 文化財所有者の理解を得て、その保護・保存に努めるとともに有効利用を図り、文化財保護思想の普及に努めます。
- 茂原市の生い立ちを知る上でも、貴重な郷土資料を収集し展示することにより、市民の茂原市に対する理解と愛着を深めます。
- 市民に、伝統芸能に対する理解と協力を求め、伝統芸能団体の活動を支援し後継者の育成に努めます。

### ◆施策体系



## 事業計画

### ■文化財の保護・保存

- 文化財調査を行い、貴重なものは指定文化財として保護・保存し、後世に伝えます。
- 文化財を広く市民に公開し、文化財に対する理解を深め、文化財保護思想の普及に努めます。

### ■歴史民俗資料の収集

- 各機関との連携を図り、資料の収集に努めます。

- 市史編さんを視野に入れ、収集資料の整理分類、目録の整備を図ります。

### ■伝統芸能の保存と育成

- 伝統芸能団体の活動を支援し、後継者の育成に努めます。
- 郷土芸能を記録し、その保存を図ります。

## 主要事業

- ・下太田貝塚\*発掘調査
- ・郷土資料の収集

- ・伝統芸能の映像記録

## 第7節 青少年健全育成

### [第1項]

## 青少年健全育成の充実

### 現況と課題

#### ■青少年育成体制の充実

青少年の健全育成を図るため、「青少年問題協議会」と「青少年指導センター」の設置とともに、民間組織による「青少年育成茂原市民会議」が結成され、子どもたちを取り巻く環境をより良くし、明るい子どもたちを育てるための活動を推進しています。また、小学校区ごとに地区育成会が組織され、環境浄化、非行防止、スポーツ・レクリエーションなどの活動を行っています。しかし、その活動には地域差がみられ、自治会や一般市民への浸透の不十分さもあり、健全育成への理解の低下につながっています。

さらに、青少年の健全育成にとって、青少年相談員の役割は青少年の良き理解者、相談者、地域の指導者として非常に大きなものがありますが、地区活動には格差が生じています。

こうした現状を踏まえ、地域格差を少なくするため小学校区ごとの連携活動と情報交換に努め、組織の強化と青少年の健全育成意識の高揚を図るためのPRを行い、市民一人ひとりの青少年の健全育成への理解を図っていく必要があります。

#### ■青少年育成事業の充実

青少年の健全育成を図るためには、人や自然とのふれあいを通して、仲間同士の友情を深めたり、きまりやルールを守ることを覚え、さらに地域の人々との連帯の中で、人間性豊かな人格形成を援助していく必要があります。このため、家庭、学校における教育や、子ども会等による団体活動、文化、スポーツ・レクリエーション、自然体験などの社会教育活動、さらには地域の人々の協力を得ながら、健全育成を推進していく必要があります。

#### ■環境浄化と非行防止

市内外には、有害図書\*等の自動販売機が多く設置され、一般書店でも青少年には好ましくない本が販売されるなど、青少年を取りまく環境は良好とはいえません。このため、青少年指導センターを中心に、各種団体、ボランティアなどが地域と一体となり、環境浄化と非行防止に取り組む必要があります。

### 基本方針

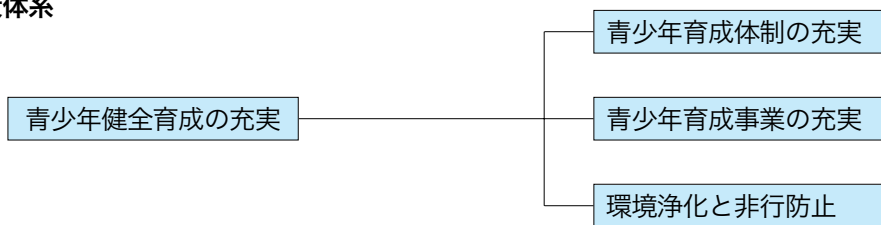
1. 青少年の健全育成の充実を図るため、青少年育成茂原市民会議、青少年相談員や青少年指導センターの活動を推進するとともに、家庭や学校との連携を強化して、環境浄化と非行防止に努めます。
2. 青少年の健全育成を図るため、青少年団体や

健全育成団体の事業を充実するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育の連携を図り、事業の充実に努めます。

3. 青少年指導センターを中心に、各種団体、ボランティアなどが地域と一体となり、環境浄化と非行防止の推進を図ります。



◆施策体系



事業計画

■青少年育成体制の充実

1. 青少年育成茂原市民会議を中心に、地区育成会の活動と情報交換を促進し、市民の地域活動への参加を働きかけます。
2. 青少年相談員活動のPRに努めるとともに、地域活動の充実を図るため、相談員相互の連携を密にし、他の育成団体と歩調をあわせた活動の展開に努めます。

■青少年育成事業の充実

1. 子ども会などの青少年団体や地区育成会などの団体活動を通して、地域事業、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動を充実します。
2. 家庭における教育機能を向上させるため、家庭教育学級を開催します。

■環境浄化と非行防止

青少年指導センターの職員や補導員、青少年相談員、さらに学校や警察との連携を強化し、非行防止の巡回、補導、相談を行い、有害図書等の自動販売機や、不健全なたまり場の巡視運動を推進します。

主要事業

- ・青少年育成茂原市民会議及び青少年相談員活動の充実
- ・青少年団体、健全育成団体の事業の充実
- ・家庭教育学級の開催
- ・関係機関との連携強化と巡回、補導、相談等の実施

## 第8節 男女共同参画社会

### [第1項]

## 男女共同参画社会の実現

### 現況と課題

#### ■市民意識の醸成 ■社会的条件の整備 ■社会活動への女性の参画の促進 ■推進体制の整備

近年、女性の地位向上のための法律や制度が整備され、女性の社会進出が活発になり、実態面でも男女平等は徐々に進みつつあります。

特に、平成11年4月1日より、改正男女雇用機会均等法\*や育児・介護休業法\*が全面施行となり、雇用の分野における制度上、事実上の男女平等の実現に向けた法的整備は一段と進み、平成11年6月には、国会において、男女共同参画社会基本法が成立し、将来に向かって国・地方公共団体及び国民の男女共

同参画社会の形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するための法律が制定されました。

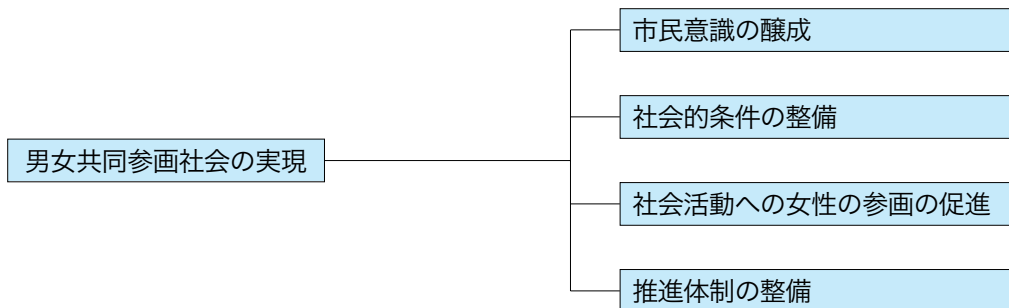
しかしながら、依然として、人々の意識の中には、男女の能力や役割に対する固定的な考え方が残っています。このような固定的な考え方を払拭し、男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができるよう、一人ひとりが自分らしい生き方を実現できる社会を創ることが必要です。そのためには男女双方が理解し、協力しあい男女共同参画社会づくりに向けた積極的な取り組みが必要です。

### 基本方針

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する

機会が確保され、公平に利益を享受し、かつ責任を担うべき社会を形成するための体制を整備します。

#### ◆施策体系



### 事業計画

#### ■市民意識の醸成

1. 女性の自立、社会参加などをテーマとした講演会やフォーラム等を行い、女性自身の自覚と男性の理解を深めます。

2. 家庭教育、学校教育、社会教育、などの活動を通して男女平等の意識づくりに努めます。

### ■社会的条件の整備

1. 女性が家庭生活を営みながら、働くことができるようにするため、保育などの子育て支援の充実を図ります。
2. 女性の能力や意欲が生かされるよう、男女雇用機会均等法や育児休業制度の啓発を進めます。
3. 女性の就業相談をはじめ県の女性就業援助センターと連携した就業援助の充実等により女性の雇用機会の拡充を図ります。

### ■社会活動への女性の参画の促進

女性の意見が政策や方針に反映されるよう各種審議会等への女性の参画を促進します。

### ■推進体制の整備

1. 女性に関する施策を計画的に推進するための体制を整備します。
2. 各種の女性政策に関する情報の収集と提供を進めます。

## 第9節 国際化

### 【第1項】

## 国際化の推進

### 現況と課題

#### ■国際化への対応

近年、国の枠を越えた相互依存の深まりや、環境問題等地球規模の課題の深刻化に伴い、市民レベルでの国際化、その果たす役割の重要性が世界的に認識されるようになってきました。

人種、国境、イデオロギー\*などを超え、人と人、心と心のふれあいを基本とした市民主体の国際交流活動によって得られる相互理解と信頼が世界の平和と繁栄に大きく寄与するものと思われます。

そうした国際化への対応として、市民が主体の国際交流を促進しながら国際社会に柔軟に対応できる人材を育てたり、また自らの歴史、文化など地域の良さへの認識を深めたりしながら地域文化をより豊かなものにするよう努めることが必要です。

#### ■交流の促進

在住外国人の増加、また近年の交通、通信の飛躍的な発展により人、物、情報等が大量にかつ迅速に地球規模での広がりを見せています。今や市民一人ひとりの身近な問題として国際交流がとらえられるようになってきています。地球環境の保全、食料生産、資源の有効活用等、世界の人々が協力しなければ解決できない課題も深刻化する中で、私たち一人ひとりの果たす役割もますます重要になっています。

こうした中、市民のボランティアによる外国人への日本語指導や生活相談をはじめ、市民による自主的な各種国際交流活動が行われてきていますが、これら諸活動の支援をはじめ、より多くの市民が参加できる姉妹都市交流\*等、国際交流活動の機会増大を進め、豊かな国際性を養うことが必要です。



## 基本方針

1. 国際交流は国を中心とした国家間の交流から、市民一人ひとりの身近な問題としてとらえることが必要であり、学校教育における国際理解教育の充実をはじめとする人材の育成や市民一人ひとりが国際意識を高めるため推進体制の整備、推進団体の育成、外国人との交流機会の増大、姉妹都市提携の推進を図ります。
2. 国際交流を積み重ねながら21世紀に向かって、国際社会に生きる良き日本人、ひいては国際社会に柔軟に対応できる人間の育成を期すという観点に立って、国際社会の中での我が国の置かれている環境を認識したり、国際理解の推進に努めます。

### ◆施策体系



## 事業計画

### ■国際化への対応

各学校においても、国際理解教育や外国語教育等、国際理解のための活動が様々な教育の機会を通して実践されていますが、新たな時代の要請に応えるため、今後とも市民一人ひとりが、国際化時代にふさわしい考え方や思いやりを育むことができるよう国際交流の機会増大に努めます。

また、外国人も安心して暮らしやすいまちづくりの一環として、外国人のための各種情報提供、国際化推進活動団体の育成、国際化に対応する人材の育成や国際貢献を踏まえた姉妹都市交流の推進等を図りながら市の伝統文化、自然、歴史等を大切にされた地域アイデンティティーの確立を推進します。

### ■交流の促進

市民主体の各種国際交流活動の支援をはじめ、在住外国人の生活の利便向上や市民との交流の機会増進を図ります。

また、国際交流を通して、国際化時代に対応する人間の育成を期す機会を設けたり、草の根レベルの友好親善、異文化間の相互理解、市民の国際意識の高揚、国際社会に対する貢献など、国際理解を一層促進するためにも、姉妹都市提携に基づく国際交流を促進します。

## 主要事業

- ・姉妹都市の提携